

**一般社団法人 日本老年医学会**  
**「医学研究の利益相反に関する共通指針」の細則**

平成 22 年 6 月 24 日  
平成 24 年 6 月 28 日改正  
平成 27 年 6 月 13 日改正  
平成 28 年 6 月 8 日改正  
平成 29 年 6 月 15 日改正  
平成 29 年 11 月 10 日改正

社団法人日本老年医学会（以下、本学会）は、昭和 34 年（西暦 1959 年）11 月に任意団体として発足し、平成 7 年（1995 年）3 月に社団法人格を得て、さらに平成 25 年（2013 年）4 月に一般社団法人に移行した。本学会は、老年医学に関する学理及びその応用の研究についての知識の普及、会員相互及び内外の関連学会との連携協力を行うことにより、老年医学の進歩を図り、もってわが国における学術文化の発展に寄与することを目的としている。

本学会は、「医学系研究の利益相反(Conflict of Interest、COI と略す)に関する共通指針」（以下、本指針という）を、内科関連学会（日本内科学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年医学会）と協力して策定した。

本学会会員などの利益相反状態を公正にマネジメントするために、「医学系研究の利益相反に関する共通指針の細則」を次のとおり定める。

**第 1 条（本学会講演会などにおける COI 事項の申告）**

**第 1 項**

会員、非会員の別を問わず発表者は本学会が主催する講演会（年次学術集会、教育企画など）、市民公開講座、支部主催地方会などで医学系研究に関する発表・講演を行う場合、発表者の全員は、配偶者、一親等の親族、収入・財産を共有する者も含めて、今回の演題発表に際して、医学系研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体との経済的な関係について、過去 3 年間における COI 状態の有無を、抄録登録時に様式 1 により自己申告しなければならない。

筆頭発表者は共同演者も含めて該当する COI 状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に様式 1-A により、あるいはポスターの最後に所定の様式 1-B により開示するものとする。

## 第2項

「医学系研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、医学研究に関し次のような関係をもった企業・法人組織や団体とする。

- ① 医学系研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
- ② 医学系研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- ③ 医学系研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- ④ 医学系研究について研究助成・寄付などを行っている関係
- ⑤ 医学系研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
- ⑥ 寄付講座などの資金提供者となっている関係

## 第3項

発表演題に関連する「医学系研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される基礎的ならびに臨床的医学系研究であって、倫理審査の対象となる医学系研究をいう。医学系研究のうち人間を対象とするものには、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むものとし、文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（2014年12月22日公表）に定めるところによるものとする

## 第2条（COI自己申告の項目と開示基準）

対象者は、個人における以下の①～⑨の事項で、開示基準額を超える場合には、所定の様式に従って申告するものとする。COI自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について開示基準を定めるものとする。

- ① 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- ② 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料に

については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上とする。

- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金の総額が年間 100 万円以上のものを記載する。
- ⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上のものを記載する。
- ⑧ 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。但し、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上のものを記載する。
- ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。

但し、開示基準①「企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的にかつ継続的に従事し報酬を受け取る場合を意味しており、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供は開示基準④「企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演などの報酬」として申告すること。

さらに、⑥、⑦については、すべての申告者は所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業などから提供される研究費・寄附金に係る判断基準額については、申告者が実質的に用途を決定し得る金額とし、研究機関の長から実際に割り当てられた年間総額を申告すると明確に示した。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については所定の様式に従う。

### 第 3 条（本学会機関誌などにおける届出事項の公表）

本学会の機関誌（日本老年医学会雑誌、**Geriatrics & Gerontology International**）などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員は、会員か非会員かを問わず、発表内容が本細則第 1 条第 2 項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去 3 年間以内における COI 状態を投稿規定に定める「**Disclosed Potential Conflict of Interest**」（様式 2-A **Geriatrics & Gerontology International Self-reported Potential Conflict of Interest Disclosure Statement**）あるいは、様式 2-B 日本老年医学会雑誌：自己申告による COI 報告書）を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。契約にて行われる企業との医学系研究については、企画、プロトコール作成、実施、モニタリング、監査、データ集計、統計学的解析、データ解釈、論文原稿作成、レビューなどにおける資金提供者（企業関係者等）の役割と関与を当該論文の末尾へ明確に記載しなけ

ればならない。Corresponding author は当該論文にかかる著者全員からの COI 状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。この「Disclosed Potential Conflict of Interest」の記載内容は、論文末尾、Acknowledgments または References の前に掲載される。規定された COI 状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed。」などの文言が同部分に記載される。投稿時に明らかにする COI 状態は、本細則の第 2 条（COI 自己申告の項目と開示基準）で定められたものを自己申告する。Geriatrics & Gerontology International 以外の本学会刊行物での発表もこれに準じる。なお、発表者より届けられた「Disclosed Potential Conflict of Interest」は論文査読者には開示しない。

なお、英文雑誌 Geriatrics & Gerontology International における、①自己申告する対象者の範囲、②申告項目、③申告のための評価法、④措置方法などは雑誌 COI 指針のなかに別途定めるものとする。

#### 第 4 条（診療ガイドライン、治療指針等作成にかかる COI 管理）

診療ガイドライン策定にかかる委員長および委員の選考は、専門家のガイドライン作成参加を排除するようなものではないが、利益相反の開示をしてきちんと管理することが重要である。ガイドライン作成にかかわるすべての委員は CPG 公表時に、その時点で前年に遡って過去 3 年間の COI 状態とともに、診療ガイドラインを策定する本学会分科会の COI 状態も下記に示されている表 1、表 2 にて当該診療ガイドライン中に開示することとする。また、表 3 に示す金額を超える各項目の基準額のいずれかを超過している委員については、審議には参加することは可能であるが、余人をもって替えがたい場合を除き議決権を持つことはできない。基準額を大幅に超えるような COI 状態がある場合には、委員候補は自ら就任を辞退することを検討すべきである。

表 1 診療ガイドライン策定参加者の COI 開示記載例

##### 診療ガイドライン統括委員会参加者の COI 開示

参加者名 (所属、職名)	①顧問	②株保有・利益	③特許使用料	④講演料	⑤原稿料	⑥研究費	⑦寄附金	⑧寄附講座	⑨その他
東京花子 X大学Y講座 教授		A製薬		B製薬 D製薬	A製薬	C製薬		B製薬 E製薬	
東京太郎 T大学U講座 准教授		F製薬		B製薬 D製薬	A製薬 H製薬	C製薬		G製薬	

##### 診療ガイドライン策定委員会・システマティックレビューチーム参加者の COI 開示

参加者名 (所属、職名)	①顧問	②株保有・利益	③特許使用料	④講演料	⑤原稿料	⑥研究費	⑦寄附金	⑧寄附講座	⑨その他
大阪梅子 M病院N内科 部長				C製薬 D製薬 C製薬	H製薬 E製薬			B製薬	
大阪次郎 O大学P講座 教授				A製薬 A製薬 F製薬	B製薬 C製薬 B製薬		B製薬	G製薬 H製薬	

日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス2017

表2 診療ガイドラインを策定する当該分科会のCOI開示(例)

1) 分科会の事業活動に関連して、資金(寄附金等)を提供した企業名					
A製薬	B製薬	C製薬	D製薬	E製薬	F製薬
2) 診療ガイドライン策定に関連して、資金を提供した企業名					
C製薬	E製薬	F製薬			

表3 診療ガイドライン策定参加者の議決権に関する基準額

診療ガイドライン策定参加者の個人COI			
4. 講演料	5. パンフレット など執筆料	6. 受け入れ 研究費	7. 奨学寄附金
200万円	200万円	2,000万円	1,000万円

## 第5条 (役員、委員長、委員などのCOI申告書の提出)

### 第1項

本学会の役員(理事長、理事、監事)、年次学術集会会長(次回含む)、各種委員会・小委員会のすべての委員長、特定の委員会(雑誌編集委員会、GGI編集委員会、高齢者医療委員会、学術委員会、倫理委員会、利益相反委員会、教育委員会、老化および老年医学研究基金選考委員会、学術プログラム委員会、国内交流委員会、その他の理事長が必要と認める委員会・小委員会・ワーキンググループ等)の委員、学会の従業員は、本細則の第2条(COI自己申告の項目と開示基準)で定められたものについて、就任時の前年12月31日までの3年間におけるCOI状態の有無を所定の様式3にしたがい、新就任時には3年分、就任後は1年ごとに前年度分のCOI自己申告書を理事会へ提出しなければならない。既にCOI自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、COIの自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。

### 第2項

様式3に記載するCOI状態については、本細則の第2条(COI自己申告の項目と開示基準)で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条で規定された基準額とし、様式3にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。様式3は就任時の前年12月31日までの3年分を記入する。但し、役員などは、

就任時の年、或いはその後、新たな COI 状態が発生した場合には、8 週間以内に様式 3 を以て報告する義務を負うものとする。理事長は本学会が行う事業の公明性、中立性を確保するため、役員等の人事に関して適切に管理しなければならない。

## 第 6 条 (COI 自己申告書の取り扱い)

### 第 1 項

学会発表のための抄録登録時あるいは本学会雑誌への論文投稿時に提出される COI 自己申告書は学会発表または論文掲載の日から 2 年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する COI 情報の書類なども、最終任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から 2 年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。2 年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 情報の削除・廃棄を保留できるものとする。年次学術集会会長（次回含む）および学術集会事務局長に関する COI 情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

### 第 2 項

本学会の理事・関係役職者は、本細則にしたがい、提出された自己申告書をもとに、当該個人の COI 状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断にしたがったマネジメントならびに措置を講ずる場合、当該個人の COI 情報を随時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

### 第 3 項

COI 情報は、第 5 条第 2 項の場合を除き、原則として非公開とする。COI 情報は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反委員会、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示もしくは公開される COI 情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示もしくは公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

### 第 4 項

非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があつた場合、妥当と

思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて利益相反委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反委員会で対応できないと判断された場合には、理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員 1 名以上により構成される利益相反調査委員会を設置して諮問する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

#### 第 7 条（利益相反委員会）

理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員 1 名以上により、利益相反委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は知り得た会員の COI 情報についての守秘義務を負う。利益相反委員会は、理事会、倫理委員会と連携して、利益相反ポリシーならびに本細則に定めるところにより、会員の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行う。委員にかかる COI 事項の報告ならびに COI 情報の取扱いについては、第 5 条の規定を準用する。

#### 第 8 条（違反者に対する措置）

##### 第 1 項

本学会の機関誌（日本老年医学会雑誌、*Geriatrics & Gerontology International*）などで発表を行う著者、ならびに本学会講演会などの発表予定者によって提出された COI 自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本学会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行ったうえで適切な措置を講ずる。深刻な COI 状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議の上、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講じる。

##### 第 2 項

本学会の役員、各種委員会委員長、COI 自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された COI 事項に問題があると指摘された場合には、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告し、理事長は速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者にあつては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。

## 第9条（不服申し立て）

### 第1項：不服申し立て請求

第7条1項により、本学会事業での発表（学会機関誌、学術講演会など）に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに、第7条2項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から7日以内に、理事長宛での不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、委員長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、委員長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

### 第2項：不服申し立て審査手続

1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
2. 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理委員会委員長ならびに不服申し立て者から必要がある時は意見を聴取することができる。
3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。
4. 審査委員会の決定を持って最終とする。

## 第10条（細則の変更）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。あり方委員会のもとに発足する利益相反細則検討委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、あり方委員会・理事会の決議を経て、変更することができる。

## 附則

本細則は、平成29年11月10日より施行する。